

# 専門家に聞く登記のオンライン申請 Q&A

福岡法務局民事行政部法人登記部門  
首席登記官 田原昭男

商業・法人登記の申請は「**登記事項のオンライン提出**」方式で！！

Q

会社の取締役と監査役の任期が満了したので登記の手続きが必要ですが、管轄法務局の所在する福岡市中央区まで出向かなければならないでしょうか。

A

会社や法人の登記は、インターネットを利用して申請することができます(オンライン申請)。

オンライン申請は、会社・法人の代表者が法務局から交付された電子証明書を添付して申請する必要がありますが、電子証明書を添付せずに申請する方法もあります。

どちらの手続も、法務省のホームページから専用のソフト（「**申請用総合ソフト**」と「**申請者操作手引書**」）をダウンロードして必要情報を入力し、インターネット送信した後、添付書類などを郵送することとなります。

電子証明書を添付しない「**登記事項のオンライン提出**」は、入力情報を印刷すると申請書が作成されますので、印鑑を押して登録免許税額分の収入印紙を貼付して、到達通知や添付書類と共に管轄法務局に郵送します。

この方式を利用すれば、下記のようなメリットがあります。

ただし、議事録などの登記申請書に添付する書類は、法務局ホームページに掲載されている書式を参考に作成してください。

なお、電子証明書を添付する方式であれば、添付書類のみを管轄法務局に郵送することになります。

## 記

### メリット1

電子証明書を添付せずに、オンラインによる申請ができます。

### メリット2

必要情報を入力し、プリントすれば申請書が作成されます。

### メリット3

入力した内容が、申請用総合ソフト内で保存できますので、再利用することができます。

### メリット4

申請書の作成は24時間可能であり、オンラインによる送信は午前8時3

0分～午後9時まで利用できます。

#### メリット5

法務局で進行管理する受付番号を、メールでお知らせします。

#### メリット6

書類の訂正が必要な場合は、メールでお知らせします。

#### メリット7

登記が完了した場合は、メールでお知らせします。

#### メリット8

書類が不足しているなどの理由で申請書を取り下げた場合であっても、登録免許税として納付された収入印紙は再度利用することが可能です。

このように、「**登記事項のオンライン提出**」方式は、たくさんのメリットがあります。

企業の担当者の方にとっては、非常に便利だと考えられますので、ぜひご利用ください。

なお、申請用総合ソフトで本方式を利用する場合は、申請書作成の画面から、「登記すべき事項の事前提出書」を選択してください。

この方式について説明する法務省ホームページ

「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」

URL [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

「申請用総合ソフトのダウンロード」

URL <http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>

「申請用総合ソフトの操作手引書」

URL <http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html#Tebiki>

法務省申請用総合ソフト操作時の問合せ連絡先

0503-786-5797

(月～金曜 午前8:30～19:00, 休日等を除く)

法務局ホームページ (申請書見本の備付場所)

URL <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE11-1.html#1-1>

福岡法務局連絡先 092-721-9306